

せいねんこうけんせいどりようそくしん
成年後見制度利用促進

パンフレット

～本人の権利をまもり、安心して暮らせるまちをつくります～

牛久市

社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会
(成年後見制度利用促進 中核機関事業)

目次

1 権利擁護と成年後見制度

- 権利擁護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 権利擁護に関する相談事例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 成年後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 任意後見制度と法定後見制度の違い・・・・・・・・ 2

2 任意後見制度

- 任意後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 任意後見制度の申立てに必要な書類と費用・・・・ 3
- 任意後見制度申立て手続きの流れ・・・・・・・・・・ 4
- 任意後見契約の他に、事前に準備できる契約・・・・ 4

3 法定後見制度

- 法定後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 成年後見人等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 法定後見制度の申立てに必要な書類と費用・・・・ 6
- 成年後見人等の権限と支援内容・・・・・・・・・・・・ 7
- 法定後見制度申立て手続きの流れ・・・・・・・・・・・・ 8

4 成年後見制度利用促進に関する牛久市の取組み

- 牛久市における成年後見制度の活用の流れ・・・・ 10
- 牛久市成年後見制度利用促進計画・・・・・・・・・・・・ 12
- 牛久市における中核機関事業の内容・・・・・・・・・・・・ 12
- 牛久市における一次相談事業所・・・・・・・・・・・・ 13

5 日常生活自立支援事業

- 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

6 相談先一覧

- 権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧・・・・ 16

権利擁護とは

わたしたちは、老若男女、障がいがあるかないかに関わらず、誰もが当たり前のようにさまざまな権利（例えば、①自分自身で自由に選択しそれらを実行する権利、②社会参加や教育の機会が与えられる権利、③何かを表現する権利など）を持っています。

しかし、認知症や障がいなどを理由に、この権利をうまく使えなかったり、主張できなかったりすることで、それらの権利が侵され、自分らしい生活を送ることができない場合があります。

そこで、本来、誰もが当たり前のように持っている権利を侵されないように、親族や本人に関わる支援者が、本人の権利をまもることを権利擁護といいます。

権利擁護に関する相談事例

【ご本人やご家族からの相談】



銀行で払戻手続きをすることが難しくなってきました。
また、市役所などからの通知の内容も理解できなくなっています。
これからの生活がとても不安です。



相続手続きが必要ですが、一人で行うことに不安があります。
手伝ってくれる方がいると、とても安心です。



わたしたち両親が亡くなった後も、障がいのある子どもたちに、
幸せに暮らしてほしいと思っています。



甥や姪が、働かずに親の年金だけで生活しているようです。
どこに相談すればいいのでしょうか。

【各関係者からのご相談】



認知症や障がいをお持ちの方で身寄りがなく、病院の入退院手続きや施設の入退所手続きができずに、困っています。
本人に代わって手続きしたり、本人にかかる費用を支払ったりする方がいると、関係者としても安心です。



何度も通帳の再発行手続きに来所される方がいます。
おそらく、認知症の方だと思うのですが、どこに相談すればいいのでしょうか。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的・精神の障がい、高次脳機能障がいにより、判断能力が不十分な方について、本人を法的に支援する第三者（親族、知人・友人、専門職など）により、本人に代わって財産管理や契約行為を行う制度です。

成年後見制度には、将来、判断能力が不十分になったときに備えて利用する「任意後見制度」と、すでに判断能力が不十分な方が利用する「法定後見制度」があります。

任意後見制度と法定後見制度の違い

	任意後見制度	法定後見制度
根拠法令	任意後見契約に関する法律	民法
効力が発生する条件	任意後見契約締結後、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき	家庭裁判所に後見等開始の申立てを行い、成年後見人等が選任されたとき（審判が確定したとき）
本人を支援する人	本人が決めた任意後見人	家庭裁判所が選任した成年後見人等
種類・類型	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来型 将来、判断能力が低下した際、任意後見制度を開始する ● 移行型 <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力があるうちに、財産管理委任契約を締結する ・判断能力が低下した際に、任意後見制度へ移行する ● 即効型 任意後見契約を締結後、すぐに任意後見制度を開始する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見類型 <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が常に欠けている方 ・ひとりでは、金銭管理や契約行為を行うことが難しい ● 保佐類型 <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が著しく不十分な方 ・ひとりでは、重要な契約行為（P.7※1参照）を行うことが難しい ● 補助類型 <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な方 ・金銭管理や重要な契約行為を第三者が手伝ってくれると安心である
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が決定し、任意後見契約書に定める ・代理権のみで、取消権はない 	代理権、同意権、取消権において、定められた範囲の中で支援する（P.7参照）
権限に関する本人同意の有無	—	後見類型：不要 保佐類型、補助類型：必要
成年後見人等の報酬額	本人と任意後見受任者が話合って決定し、任意後見契約書に定める	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等は、1年に1回、報酬付与の申立てを行うことができる ・家庭裁判所が報酬額を決定する

任意後見制度とは

任意後見制度とは、本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になったときに備えて利用できる制度です。

将来、本人が支援してほしい内容を決め、任意後見受任者（※1）と報酬額を話し合い、それらの内容を任意後見契約として公正証書に定めておきます。

その後、本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所が任意後見監督人（※2）を選任し、任意後見人（※3）が任意後見契約のもと、本人を支援します。

- ※1 任意後見受任者：
- 任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者です。
 - 任意後見監督人選任の申立てができるため、本人を継続的に見守りながら、申立ての時期を見極める必要があります。
- ※2 任意後見監督人：
- 任意後見人が任意後見契約どおりに本人を支援しているか、監督する立場にあります。
 - 任意後見人に対して、財産目録などの提出を求めることができます。
- ※3 任意後見人：
- 任意後見監督人が選任されたら、任意後見受任者は任意後見人となります。
 - 任意後見契約に基づいて、本人を支援します。

任意後見制度の申立てに必要な書類と費用

任意後見契約

必要書類

- 任意後見契約書
- 印鑑証明書：本人、任意後見受任者
- 実印：本人、任意後見受任者
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）：本人
- 住民票：本人、任意後見受任者

契約費用

- 公正証書作成料 11,000 円
- 公正証書代 250 円／1 枚
- 登記嘱託料 1,400 円
- 登記手数料 2,600 円

任意後見監督人選任の申立て

必要書類

- 申立書（任意後見監督人選任）
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）：本人
- 住民票または戸籍附票：本人
- 後見登記事項証明書（任意後見契約の登記）
- 登記されていないことの証明書
 - ・ 窓口請求：水戸地方法務局
 - ・ 郵送請求：東京法務局
- 任意後見契約書の写し
- 診断書（成年後見制度用）
- 本人情報シートの写し

申立費用

- 申立手数料（収入印紙） 800 円
- 郵便切手 4,835 円
- 後見登記手数料（収入印紙） 1,400 円

任意後見制度申立て手続きの流れ

検討

契約

●任意後見受任者を検討

- 本人が、将来、支援してもらう人（任意後見受任者）を検討します。
 - 親族、友人、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）に依頼することができます。
- ※成人であれば、どなたでも可能です。

●支援内容と報酬額を検討

本人と任意後見受任者が、以下の内容について話し合います。

- 支援内容
（例）預貯金の管理、不動産の売買、福祉サービスの契約、施設の入退所や病院の入退院手続き及び費用の支払い

●公証役場にて契約

公証人が作成する公正証書により、本人と任意後見受任者が任意後見契約を定めます。

●公証役場

- 全国約 300 ヶ所あり、どの公証役場でも手続きができます。
- 牛久市の最寄り、土浦公証役場と取手公証役場です。

任意後見契約の他に、事前に準備できる契約

●事前に準備できる契約

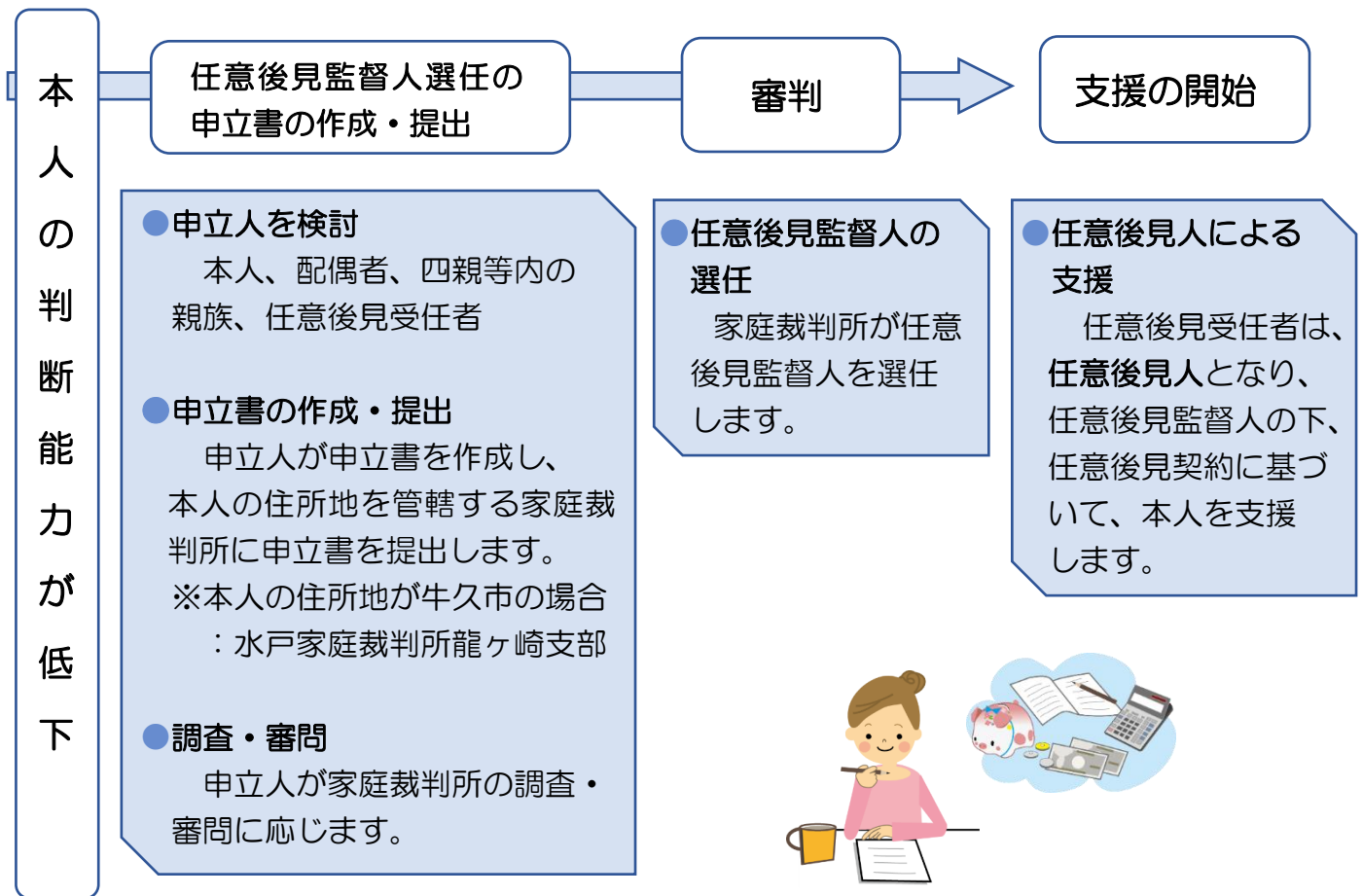
- ①、②、③の契約については、任意後見受任者、ご親族、専門職（弁護士や司法書士など）などと契約することができます。
- 契約内容については、自由に決めることができます。
- ①、②の契約については、任意後見監督人の選任と同時に終了となります。

① 見守り契約

- 定期的に本人の心身状況や生活状況を確認する契約のことです。
- 継続的な見守りを行うことで、本人にとって適切な時期に、任意後見監督人選任の申立てを行うことができるようになります。

② 財産管理委任契約

- 本人の財産管理や生活上の事務について、ご家族や第三者に委任し、代わりに管理してもらう契約のことです。
- 契約内容のとおり支援してもらえるよう、公正証書にすることが望ましいといわれています。



③ 死後事務委任契約

判断能力があるうちに、自分が亡くなった後の諸手続きを、ご親族や専門職（弁護士や司法書士）に委任する契約のことです。

【契約内容の例】

- ・各関係者への連絡
- ・死亡届などの申請
- ・行政手続き
- ・葬儀や納骨の手続き
- ・お墓の手続き
- ・遺品整理
- ・必要な支払いや契約の解除

④ 公正証書遺言

- ・公証役場にて作成します。
- ・公証人と証人2名に、遺言の内容を口頭で告げ、その内容について、公証人が公正証書遺言を作成します。
- ・公正証書遺言の原本は、公証役場にて保管されます。
- ・手数料については、相続財産の金額に応じて異なります。
- ・自筆遺言とは違い、家庭裁判所の検認は不要です。そのため、スムーズに相続手続きを行うことができます。

法定後見制度とは

法定後見制度とは、すでに判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所が適任とする支援者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、本人を支援する制度です。

成年後見人等の役割

成年後見人等ができること	成年後見人等ができないこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 身上保護に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、障がい関係の福祉サービス利用手続き ・ 福祉施設や病院への手続きや費用の支払い ・ 本人の住居の賃貸借契約や家賃の支払い ・ 本人の利益の代弁 など ● 財産管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金通帳、印鑑、書類などの管理 ・ 預貯金の管理、公共料金や税金の支払い ・ 不動産の管理、保存、処分 ・ 遺産分割など財産に関すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身上保護に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の意思に反する身体的強制 ・ 一身専属的な行為（結婚、養子縁組など） ・ 身元保証人や身元引受人 ・ 医的侵襲行為の同意（手術の同意など） ● 財産管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 利殖等を目的とした資産運用 ・ 財産の贈与 ・ 本人の利益にならない費用の支払い ・ 本人の利益にならない債務保証 など

家庭裁判所への報告

- 後見事務報告書及び報酬付与申立て
 - ・ 原則、1年に1回、家庭裁判所へ後見事務の報告を行います。
 - ・ 報告書の提出と同時に、報酬付与の申立てを行うことができます。
- ※報酬額は家庭裁判所が決定します。

法定後見制度の申立てに必要な書類と費用

必要書類	申立費用
<ul style="list-style-type: none"> ● 申立書類 ● 診断書（成年後見制度用） ● 本人情報シート ● 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）：本人 ● 住民票または戸籍附票 <ul style="list-style-type: none"> ： 本人、成年後見人等候補者 ● 登記されていないことの証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口請求：水戸地方法務局 ・ 郵送請求：東京法務局 ● 本人の判断能力を示す証書や手帳の写し （例）介護保険証、障がい者手帳などの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立手数料（収入印紙） <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見開始 800円 ・ 保佐または補助開始 <ul style="list-style-type: none"> 代理権付与 1,600円 同意権付与 1,600円 代理権＋同意権 2,400円 ● 郵便切手 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見開始 4,835円 ・ 保佐または補助開始 5,835円 ● 後見登記手数料（収入印紙） 2,600円 ● 鑑定料：家庭裁判所が必要と判断した場合

成年後見人等の権限と支援内容

	後見	保佐	補助
代理権	財産に関するすべての法律行為	申立てにより、家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権	—	民法第13条第1項に掲げる重要な法律行為（※1）	家庭裁判所の審判で定められた法律行為（民法第13条第1項に記載の行為の一部）
取消権	代理権又は同意権が必要とされている行為を、本人が成年後見人等の代理又は同意なく行った場合、取消することができる		

●代理権

- 本人の代わりに、本人のために特定の法律行為を行うことをいいます。
- 例外は、居宅用不動産の処分、利益相反行為、遺言、身分行為などです。

●同意権

- 本人が重要な法律行為を行うとき、保佐人や補助人がその行為に同意することをいいます。

●取消権

- 本人が、成年後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為を取消することをいいます。
- 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は、取消することができません。

【支援の範囲】

- 後見類型 代理権＋取消権の範囲で支援します。
- 保佐類型 同意権すべて＋取消権＋代理権：代理権について本人と話合います。
- 補助類型 同意権の一部＋取消権＋代理権：代理権と同意権について本人と話合います。

※1 民法第13条第1項

- ① 元本の領収又は利用：預貯金の払戻し、債務弁済の受領、金銭の利息付貸付け
- ② 借財又は保証：金銭消費貸借契約の締結、債務保証契約の締結
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
：本人の所有の土地又は建物の売却、本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定、贈与又は寄附行為、商品取引又は証券取引、通信販売又は訪問販売による契約の締結、クレジット契約の締結、金銭の無利息貸付け
- ④ 訴訟行為
- ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割
- ⑦ 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認
- ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕
- ⑨ 民法第602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借
- ⑩ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。）の法定代理人としてすること

法定後見制度申立て手続きの流れ

本人の判断能力が低下

検討

申立書の作成・提出

● 申立人を検討

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長などから検討します。

※類型を変更する場合は、成年後見人等、成年後見監督人から申立人を検討します。

● 成年後見人等候補者を検討

親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、法人、市民後見人などから検討します。

※成年後見人等については、最終的に家庭裁判所が決定します。

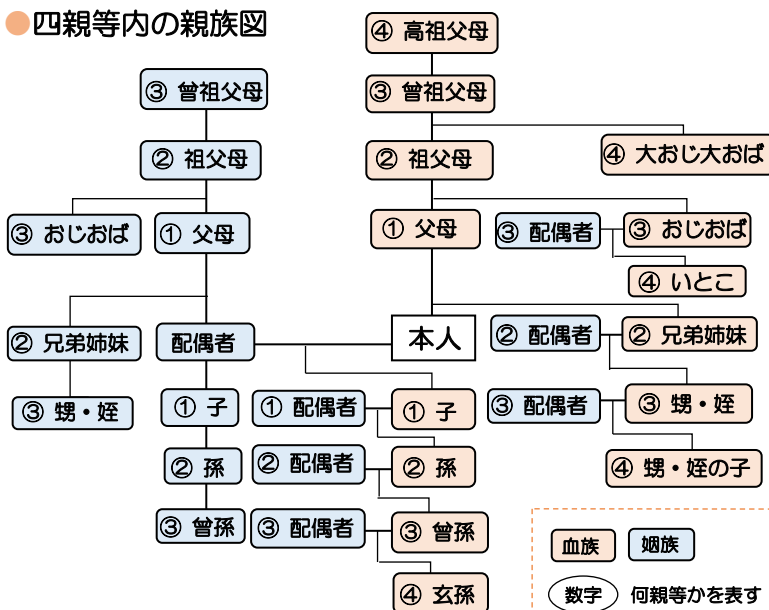
● 申立書の作成・提出

・ 申立人が申立書を作成し、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。

・ 申立書は、家庭裁判所に持参するか、郵送にて行います。

※本人の住所地が牛久市の場合 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部に提出します。

● 四親等内の親族図



● 申立書に必要な書類 (P.6参照)

① 本人情報シート

福祉関係者（ケアマネジャーや計画相談担当者など）に、作成を依頼します。

② 診断書

・ まずは、かかりつけ医に、ご相談ください。

・ 判断能力を検査できる医師に、診断書を依頼します。

※内科、心療内科、認知症の検査ができる医師などに依頼します。

● 申立人及び成年後見人等候補者が不在の方について（牛久市の場合）

- ・ 一次相談事業所から中核機関に相談があります。
- ・ 中核機関が主催のチーム支援会議にて、成年後見制度の利用の必要性などを話合います。

→成年後見制度を利用する場合

【申立人】市町村長による申立てを検討します。

【成年後見人等候補者】成年後見人等候補者調整会議にて、本人にとって適切な方を推薦します。（※P.11 参照）

調査・審問

審判

支援の開始

●調査・審問

申立人や成年後見人等候補者が、家庭裁判所による調査・審問に対応します。

※必要に応じて、家庭裁判所が、本人の状態などを確認するために、本人に聞き取り調査を行うことがあります。

●審判書の受領

申立人、本人、成年後見人等に審判内容が通知されます。

【審判内容】

- ・成年後見人等の選任
※監督人が選任される場合があります。
- ・類型の決定
- ・支援内容と範囲（代理権、同意権、取消権）の決定（P.7 参照）

●登記

不服申立てがない場合、審判内容が確定し、家庭裁判所の嘱託により東京法務局に後見登記されます。

●成年後見人等による支援

- ・成年後見人等は就任後、1ヶ月以内に、財産目録と年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。
- ・審判内容に基づき、本人を支援します。

●鑑定

- ・診断書の内容と家庭裁判所による調査の結果が、一致しない場合、鑑定となります。
- ・鑑定となった場合、医師による精神鑑定書が必要となります。

●不服申立て

審判書の受領から2週間以内に不服申立ての手続きを取ることができます。

【申立人】本人、配偶者、四親等内の親族、後見等開始の申立人など

【申立内容】類型に関する申立て

●親族後見人の相談先（牛久市の場合）

親族が成年後見人等に選任された場合、水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部もしくは、牛久市社会福祉協議会の「中核機関」が相談先となっております。

お困りごとやお悩みなどがありましたら、ぜひ、お気軽にご相談ください。

【連絡先】

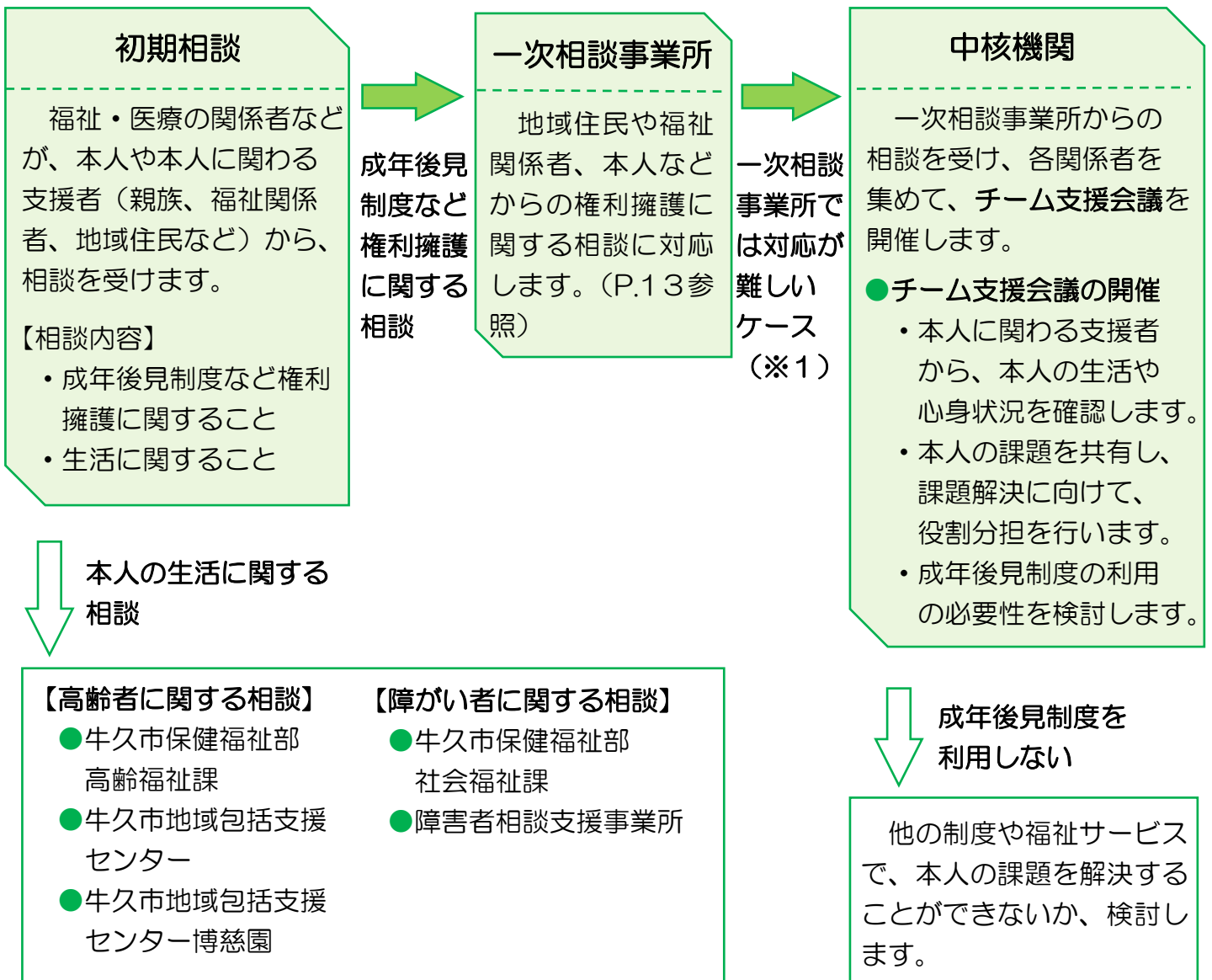
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会 中核機関担当者
TEL：029-871-1295（代表）



牛久市における成年後見制度の活用の流れ

認知症や知的・精神の障がいにより、一人で契約や金銭管理を行うことが難しい場合、どのような流れで、成年後見制度の利用に進むかを示したものになります。

ご本人からのご相談はもちろんのこと、ご親族や福祉関係者、その他の機関・専門職団体からのご相談をお待ちしております！

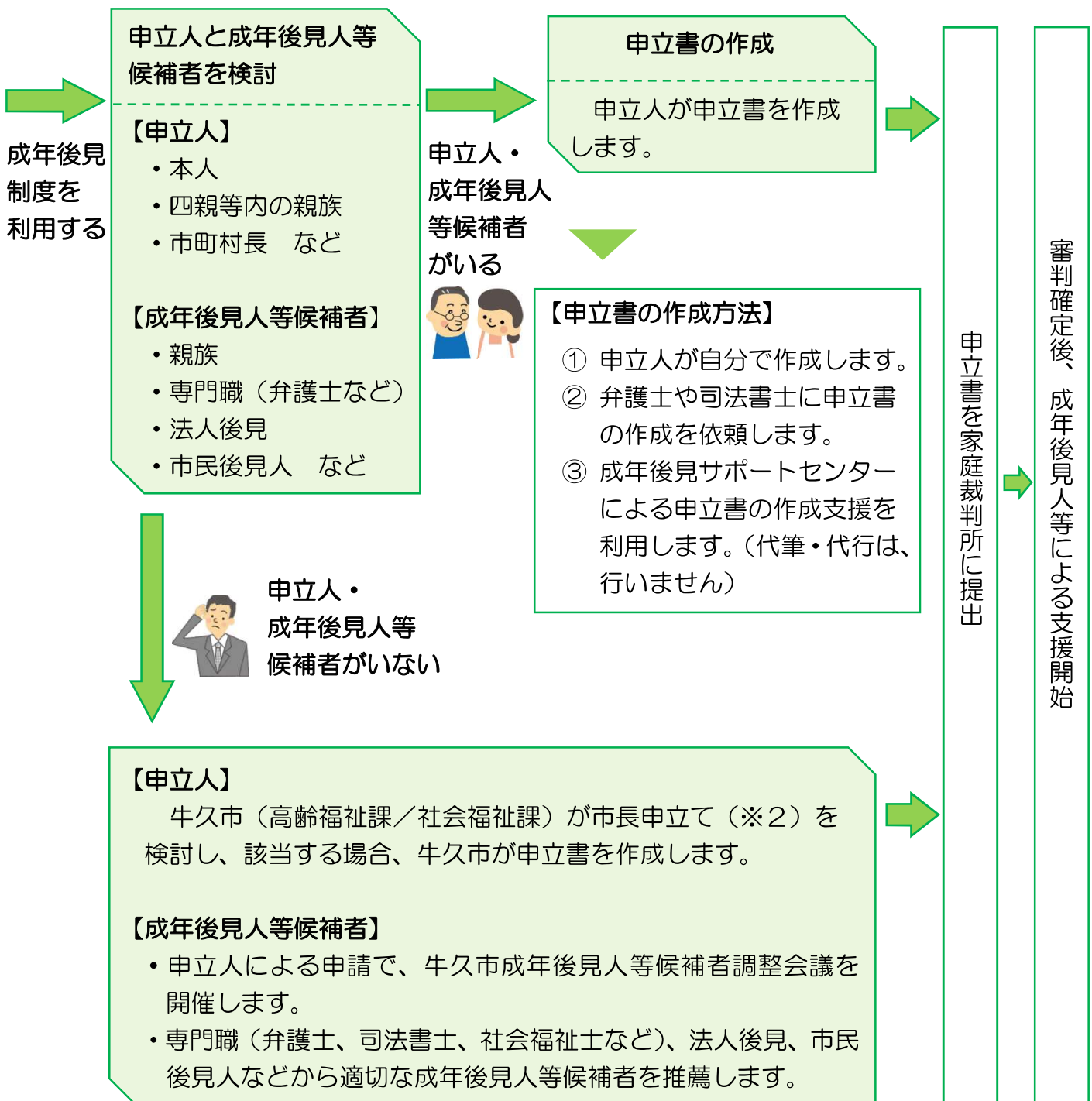


※1 一次相談事業所では対応が難しいケースとは

- ・成年後見制度を利用する必要があるが、申立人や成年後見人等候補者が不在である。
- ・本人に法律的な課題（借金や相続など）があり、専門職からアドバイスがほしい。
- ・日常生活自立支援事業を利用しているが、本人の認知機能の低下により、成年後見制度を利用する必要がある。など

※2 市長申立て（牛久市成年後見制度利用支援事業）

- ・要支援者であって、配偶者や二親等内の親族がいない方、配偶者等があっても音信不通の状況等にある方は、市長が成年後見開始の申立てを行います。
 - ・申立てにかかる費用の負担が困難な場合には、申立費用の助成を受けることができます。
 - ・成年後見人等の報酬について、要件を満たせば、報酬の助成を受けることができます。
- ※詳しくは、牛久市保健福祉部高齢福祉課または社会福祉課へ、お問合せください。



牛久市成年後見制度利用促進計画

国は、平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。

国の計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和などの取組みが明記されております。

また、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備、中核機関の設立・運営、相談体制の整備、成年後見制度利用促進に関する審議機関の設置が求められております。

地域における体制整備は、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることとされており、牛久市としては、「牛久市成年後見制度利用促進計画」を「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定しております。

牛久市成年後見制度利用促進計画につきましては、「地域一体で権利と利益を守り、すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる」ことを基本理念として、実現するために3つの基本視点（※1）を定めました。

また、その3つの基本的視点を踏まえ、基本理念の達成に必要な3つの目標（※2）を掲げ、牛久市成年後見制度利用促進計画の推進を図ることとしております。

※1 **基本的視点**：① ノーマライゼーションの推進、② 意思決定支援・身上保護の重視
③ すべての世代への啓発

※2 **基本目標**：① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます
② 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します
③ 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を進めます

牛久市における中核機関事業の内容

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

保健、医療、福祉及び司法の専門職団体や各関係機関の権利擁護支援のネットワークづくりを推進するため、牛久市成年後見地域連携協議会を設置しています。

2. 広報事業

権利擁護支援や成年後見制度を広報啓発し、市民や各関係者への研修会を開催します。

3. 相談事業

- ・一次相談事業所：権利擁護に関する相談を受けております。
- ・中核機関：チーム支援会議を開催し、権利擁護支援チームのバックアップを行います。

4. 成年後見制度利用促進事業

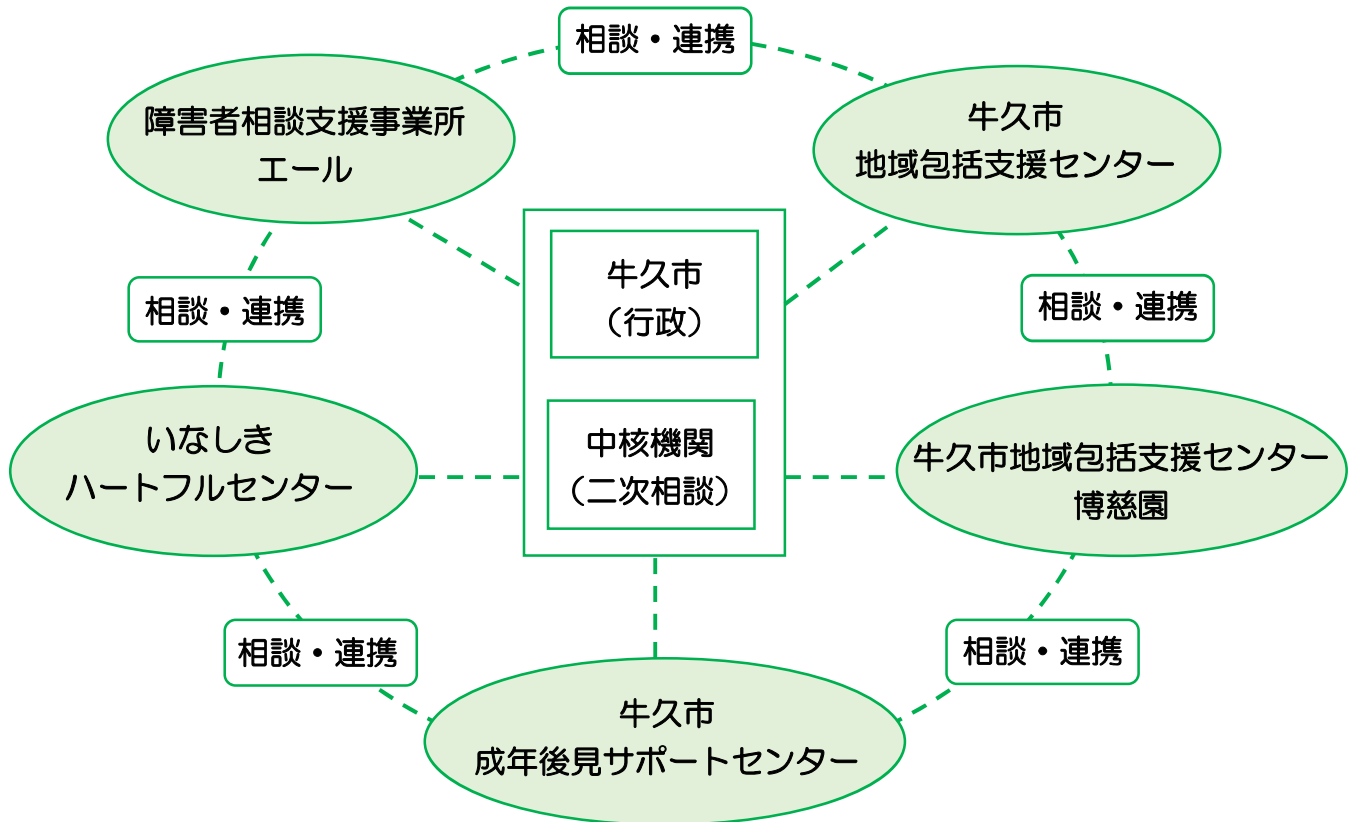
- ・成年後見人等候補者調整会議を開催し、適切な成年後見人等候補者を推薦します。
- ・市民後見人の育成研修及び活動の推進を図ります。

5. 後見人等支援事業 成年後見人等に選任された方からの相談に対応します。

6. 不正防止効果の取組に向けた事業 不正防止に向けた注意喚起等の周知徹底を図ります。

牛久市における一次相談事業所

【一次相談事業所・牛久市・中核機関の相談・連携イメージ図】



1. 一次相談事業所への相談について

権利擁護に関する支援が必要な方を発見したら、まずは、一次相談事業所（P.16 参照）にご相談ください。

2. 一次相談事業所の役割

権利擁護支援に関する初期の相談に対応します。

- ① 権利擁護支援の必要性について検討します。
- ② 成年後見制度を利用する必要性があるかどうか検討します。
- ③ 成年後見制度の利用に関する相談に対応します。
- ④ 必要に応じて、福祉関係者が主催するケース会議や中核機関が主催する権利擁護支援チームの会議に出席します。

3. 中核機関との連携

- ① 権利擁護に関する支援について、一次相談事業所として判断に困った場合は、中核機関に相談します。
- ② 法的トラブルを抱えている方や、成年後見制度を申立てるにあたり、申立人や成年後見人等候補者が不在という方については、中核機関と一次相談事業所及び各関係機関が連携し、本人の意思を尊重しながら、最適な支援の方向性を決めていきます。

日常生活自立支援事業

●日常生活自立支援事業とは

- もの忘れや障がいのある方など、判断能力が不十分な方の権利擁護が目的です。
- 本人が自立した地域生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行う事業です。

●利用対象者

- もの忘れや知的・精神に障がいがあるために、判断能力が不十分な方
- 日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方
※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていない方、認知症の診断を受けていない方も対象です。

●主な支援内容

1. 福祉サービスの利用援助
 - 福祉サービスに関する情報提供
 - 福祉サービスを利用する際の契約や解除の手続き
 - 福祉サービスの利用についての苦情解決制度を利用する手続き
2. 日常的金銭管理サービス
 - 福祉サービスの利用料や公共料金の支払い手続き
 - 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - 支払いに必要な預貯金の払戻や預入の手続き
3. 日常生活の事務手続きのお手伝い
 - 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
 - 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度など）の手続き
4. 書類等の預かりサービス：保管を希望された場合、書類等をお預かりできます。
 - 【保管できるもの】
預金通帳、印鑑、証書（年金証書、保険証、不動産権利証、契約書など）、
その他実施主体が認めた書類
 - 【保管できないもの】
宝石、書画、骨とう品、貴金属、有価証券など

●利用料（令和5年3月末現在の金額となります。）

- 福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理サービス 1時間あたり 1,100円
 - 書類等預かりサービス 1ヶ月あたり 500円
- ※生活保護受給者は、利用料が免除になります。

【相談からサービス開始まで】

相談受付



- 本人や家族、ケアマネジャー、計画相談担当者、福祉サービス事業者、民生委員、地域の方などからの相談を受けます。

訪問・調査



- 専門員（※1）が自宅や施設、病院などを訪問し、本人と2～3回程度、面談を行います。
- 本人から困っていることや支援に関するご希望をお伺いします。

支援計画
契約書の作成

- 本人の困りごとやご希望を整理し、支援計画にまとめます。
- 専門員が契約書を作成します。

契 約



- 契約書の内容を本人に説明します。
- 本人、牛久市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会の間で三者契約を結びます。

サービス開始



- 支援計画に基づいて、本人へのサービスを開始します。
- 生活支援員（※2）が、月に1回程度、訪問します。

※1 専門員

- 利用に関する調査、契約の締結及び終了などの手続きを行います。
- 本人からの相談、各関係者との連絡調整を行います。
- 必要に応じて、訪問し、支援計画書に沿って支援します。

※2 生活支援員

- 定期的に訪問し、支援計画書に沿って支援します。
- 生活費のお届け、公共料金などの支払いを行います。
- 支援内容や本人の心身状況、生活状況などを専門員に報告します。

【問合せ先】

社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会
牛久市成年後見サポートセンター

TEL：029-871-1295（代表）／FAX：029-871-1296

権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

成年後見制度を含めた権利擁護に関する相談（一次相談事業所）

●牛久市成年後見サポートセンター

日常生活自立支援事業に関する相談も受付けています。

住所：〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1 牛久市役所分庁舎内
TEL：029-871-1295（代表）

●牛久市地域包括支援センター

担当地区：牛久小学区、牛久第二小学区、岡田小学校区、中根小学校区、
向台小学校区、ひたち野うしく小学校区

住所：〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1 牛久市役所分庁舎内
TEL：029-878-5050

●牛久市地域包括支援センター博慈園

担当地区：神谷小学校区、おくの義務教育学校区

住所：〒300-1214 茨城県牛久市女化町 253-2
TEL：029-871-5110

●障害者相談支援事業所エール

住所：〒300-1214 茨城県牛久市女化町 859-3 牛久市総合福祉センター
TEL：029-871-1841

●いなしきハートフルセンター

住所：〒301-0902 茨城県稲敷市上根本 3551
TEL：0297-87-0055

消費者被害に関すること

●牛久市消費生活センター（牛久市商工観光課）

TEL：029-830-8802

相談日：月曜日～金曜日 9：00～12：00／13：00～16：00

行政窓口

●牛久市役所

住所：〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1
TEL：029-873-2111（代表）

- 高齢者に関すること：牛久市保健福祉部 高齢福祉課
- 障がい者に関すること：牛久市保健福祉部 社会福祉課

成年後見制度開始の申立に関すること

- 水戸家庭裁判所 龍ヶ崎支部

住所：〒301-0824 茨城県龍ヶ崎市 4918
TEL：0297-62-0100（代表）

成年後見制度の登記に関すること

- 東京法務局（郵送請求の場合）

住所：〒102-8226 東京都千代田区九段下南 1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課
TEL：03-5213-1360

- 水戸地方法務局（窓口請求の場合）

住所：〒310-0061 茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎
TEL：029-227-9911（代表）

任意後見契約に関すること

- 土浦公証役場

住所：〒300-0813 茨城県土浦市富士崎 1-7-21 和光ビル4階
TEL：029-821-6754

- 取手公証役場

住所：〒302-0004 茨城県取手市取手 2-14-24 竹内ビル 2階
TEL：0297-74-2569

成年後見制度の申立手続き、成年後見人等候補者に関すること

- 茨城県弁護士会 土浦支部

住所：〒300-0043 茨城県土浦市中央 1-13-3 大国亀城公園ハイツ 304
TEL：029-875-3349

- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部（茨城司法書士会）

住所：〒310-0063 茨城県水戸市五軒町 1-3-16（茨城司法書士会館内）
TEL：029-302-3166


- 権利擁護・成年後見センター ぱあとなあいばらき

（一般社団法人 茨城県社会福祉士会）

住所：〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 5階
TEL：029-244-9030

- 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部（茨城県行政書士会）

住所：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル 5階
TEL：029-244-9001

 社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会

開所日：月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

住 所：茨城県牛久市中央3-15-1 牛久市役所分庁舎内

TEL：029-871-1295/FAX：029-871-1296

令和5年4月1日発行